平成２３年（フ）第５８００号
大阪市西区新町４丁目８番24号　阿波座ハイツ501
債務者　辰田あさみ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１４号
大阪市淀川区田川北１丁目２番４号
債務者　白砂　博人
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１５号
大阪市淀川区田川北１丁目２番４号
債務者　白砂　光雄
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９６３号
大阪市西淀川区柏里１丁目８番７号　大谷マンション２Ｂ号室
債務者　藤原　一司
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０１４号
大阪市住吉区我孫子西２丁目４番20号　レオパレスステラ103号
債務者　髙田　雅代（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７７号
大阪市淀川区十三東３丁目７番12―502号
債務者　平田　　一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０９６号
大阪市平野区瓜破東３丁目１番６―501号
債務者　田村　明子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１１２号
大阪市東成区玉津２丁目18番22号
債務者　光本美貞こと　金　　美貞
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２２号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号　第２東大阪　村橋マンション301号室
債務者　髙岡　康博
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２３５号
大阪市阿倍野区晴明通２番21号ＹＴハイム晴明３Ｂ号
債務者　町上　祐美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７７号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目16番５―505号
債務者　池尾　直恵
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２８６号
大阪府門真市寿町５番８号
債務者　辻本　素子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９３号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―1116、住民票上の住所大阪府吹田市山田西１丁目８番３―1005号
債務者　植村　　強
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４１号
大阪府門真市常称寺町20番５号
債務者　横川　　翔
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４３号
大阪府茨木市真砂１丁目５番18号
債務者　森川　雅美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５３号
大阪市平野区加美北３丁目８番28―408号
債務者　永井　節子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８１号
大阪府守口市大久保町５丁目28番６号
債務者　西森美智代
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８２号
大阪市浪速区塩草３丁目８番６号　エスタイル難波西101号
債務者　日置　政子（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部